みなみたね 農業委員会だより

第59号
平成29年1月発行
南種子町農業委員会

Minamitane Town Board of Agriculture Infomation

～ 遊休農地を再生してます ～

地区担当 池亀昭次委員と田尾環境保全会の皆さん

平成２９年　現地調査・定例総会予定表

	申請書締切り	現地調査			定例総会			
月	日	日	曜日	時間	日	曜日	時間	場所
１月	12/28	12	木	9:00	25	水	9:30	１Ｆ東
２月	1/31	10	金	9:00	24	金	9:30	２Ｆ大
３月	2/28	9	木	9:00	24	金	9:30	２Ｆ東
４月	3/31	10	月	9:00	25	火	9:30	１Ｆ東
５月	4/28	10	水	9:00	25	木	9:30	１Ｆ東
６月	5/31	12	月	9:00	23	金	9:30	１Ｆ東
７月	6/30	10	月	9:00	19	水	9:30	１Ｆ東
７月	選挙総会				20	木	9:30	２Ｆ大
８月	7/31	10	木	9:00	25	金	9:30	２Ｆ大
９月	8/31	11	月	9:00	25	月	9:30	２Ｆ大
10月	9/29	10	火	9:00	25	水	9:30	２Ｆ大
11月	10/31	10	金	9:00	24	金	9:30	２Ｆ大
12月	11/30	11	月	9:00	22	金	15:00	２Ｆ大

発行:南種子町農業委員会　編集:農業委員会振興部
電話:農業委員会事務局　０９９７−２６−１１１１(内線300･301･302)

南種子町農業委員会
会長 戸石 助美

新年あけましておめでとうございます。

ご家族お揃いで，輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと，早期水稲は，１等米比率１４．１％・でん粉用さつまいも反収６８俵・Ｈ２８／２９年期さとうきび反収見込み量は，６，８００ｋｇ（前年比１５１％）の状況にありました。また，畜産農家におきましては，子牛価格の安定等，やや明るい兆しも見えております。しかしながら，農業を取り巻く環境は，担い手の減少と高齢化，耕作放棄地の増加，農業所得の減少，関税撤廃を原則とするＴＰＰ交渉への対応策等不透明な状況下にあります。

農業委員会は，その主たる任務である，担い手への農地等の利用の集積・集約化，遊休農地の発生防止・解消，新規参入の促進など，農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが，何よりも重要です。今回の法改正の背景については，これまで農業委員会は，農地法に基づく許認可事務のほかに，農地利用の確保・農地の効率利用の事務については「行うことが出来る」とされていたが，今回の法改正により，「行うべきもの」として任意業務から必須業務として位置づけられたものであります。（農業委員会等に関する法律の改正につきましては，本誌の中で詳細に記載しております。）

このことを踏まえて，今年度から議会の承認を頂きまして，農業委員会組織が新体制のもとスタ―トいたします。これからも農業委員会はもとより，関係機関と連携を図り南種子町の農業振興のため邁進いたして参ります。

今年におきましても，皆様ご健康で，ご繁栄いたしますよう御祈念申し上げるとともに，これまで同様変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げ，新年のご挨拶と致します。

南種子町農業委員会担当地区委員名簿

議席	氏　名	電　話	調査担当地区（集落）※3条の場合は譲受(借)人所属地で、転用・非農地等は所属地	農地利用状況調査協力員 28年度
1	寺田　誠	26－6389	上中（大宇都・上之平・本町・共栄・新栄町・河内）	柳田　和則
2	池亀昭次	26－4260	島間（仲之町・田尾）	峰山　信幸
3	中里安男	26－6249	下中 全域	高田　正一
4	古市道則	26－0524	長谷 全域	雨田　俊孝
5	戸石助美	26－6829	西之（官造牧・砂坂・野尻・木原・小田・前之原・下西目）	小脇　浩一
6	中峰義哉	26－2426	西海 全域	中峯　清司
7	石堂かよ子	26－7645	茎永 全域	片板　大作
8	西田　暁	26－7372	平山 全域	中畠　一三
9	高田照美	26－6820	西之（野大野・上瀬田・田代・平野・本村・崎原）	日高　和義
10	白川秋信	26－2050	上中（焼野・上野・山崎・仲西・西之町）	河野　律雄
12	小山重和	26－4657	島間（向方・大久保・小平山）	小山　幸良

平成28年度 農地利用状況調査協力員

農地利用状況調査協力員

農業委員さんと協力して農地の利用状況調査・農地パトロール等の活動を行っています。

平成29年から
農業委員会制度が変わります。

1. 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として義務化されました。

いままでは，農地法に基づく許認可事務のほかに，農地利用の確保，効率的な利用などが「行うことができる」と定められていましたが，農地法の改正により，これらの事務は「農地等の利用の最適化の推進」の事務として「行う」ことが定められました。(農委法第６条第２項)

農業委員会は許認可だけでなく，担い手への集積・集約化，耕作放棄地の発生防止・解消，新規参入の促進に積極的に取り組むことが制度的に強固に位置付けられました。

2. 農地利用最適化推進委員が設置されます。

①農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します。

農地等の最適化の推進に取り組むため，農地に対する熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。

委員会は，農業者等から推進委員の候補者の推薦をもとめ，希望者を募集し，その結果を公表，尊重します。

②推進委員は農業委員会の総会や部会に出席して意見を述べることができます。

農業委員会の総会，部会は推進委員に対して担当地域における活動の報告を求めることができ，推進委員も総会，部会に出席して意見を述べることができます。(農委法第29条)　農地の利用推進は，農業委員と推進委員が連携しあい取り組むことが欠かせません。

3. 農業委員の選出方法が変わります。

①公選制から地域推薦・公募に！

公職選挙法に基づくものから町長が議会の同意を得て任命する方法になります。(農委法第８条）任命に当たっては，あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め，公募も行います。推薦と応募の結果は公表が義務づけられ，町長にはこれを尊重することが求められています。(農委法第９条)

②認定農業者を過半に。利害関係者以外も登用を！

農業委員の過半は認定農業者であることが求められます。(農委法第８条第５項，第６項)

③女性や青年の登用促進を！

農業委員の年齢，性別等に著しい偏りが生じないように配慮が求められます。(農委法第８条第７項)

南種子町農業委員会の主な活動内容

農業委員会活動は，農業者の公的代表として，農業生産の基盤となる農地を貴重な資源と位置づけ，農地を守り有効利用を図るため，定期的に農地パトロールを実施し，遊休農地の調査と解消，無断転用の防止に努めております。

法令業務としまして，農地の権利移動や農地転用などの許認可につきまして制度の適正な運用を図り公正・公平な審議に努めております。

【主な活動】

- **現地調査と定例総会**
  （毎月 10 日頃現地調査，25 日頃定例総会）
- **農地法関係**
  （農地の有効利用・農地の所有権移転・転用の正規な手続き）
- **農地の流動化**
  （農業経営基盤強化促進法）
- **遊休農地の調査と解消**
  （農地相談員 1 名の配置）
- **標準農作業料金，平均農地賃借料の情報提供**
- **農業者年金加入推進**（受給者の年金友の会組織活動）
- **農の雇用事業窓口**（新規就農者育成）
- **担い手，認定農業者支援対策**
- **情報提供**（全国農業新聞購読の推進）

農地に関する相談は，ご気軽に農業委員会へお問い合わせください。

～限りある農地を守るために！～

農地パトロールを実施!

農業委員会は毎年農地パトロールを実施しており，今年度は５月と 11 月に行いました。

農地の利用状況を確認し，遊休農地・耕作放棄地の解消など農地を有効利用する活動の一環としてパトロールを行います。

また，無断転用や不法投棄されている農地はないか調査し，これらの農地について是正指導を行うこととしています。

農地の転用には許可が必要です。

農地の無断転用はぜったいダメ！

農地を農地以外に利用する場合は，農地法の規定による農地転用の許可が必要になります。

●住宅を建てる
●農業用施設を建てる（条件により届出のみの場合（自己所有農地の面積が 200 ㎡未満）があります）
●資材置場や建設残土捨て場にする
●樹木を植林する
●太陽光発電設備を設置する　など

農地は，大切な食料の供給基盤です。
一度農地以外に利用されると元に戻すことは極めて難しいことから，転用は計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります。具体的な転用目的の無い投機目的，資産保有目的での農地の取得は認められていません。許可を受けないで農地を転用する場合や，転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には，罰則の適用もあります。

※ 農地を埋め立てたり，掘り下げをする場合も農業委員会へ届出する必要があります。

相続等によって農地を取得した場合には届出を

農地の相続等により，農地法の許可を受けることなく農地等の権利を取得した場合には，所在する農業委員会への届出が必要です。

● 届出が必要なのは相続（遺産分割及び包括遺贈を含む），法人の合併・分割，時効等により農地等を取得した場合です。
● 権利の取得を知った日から 10 ヶ月以内に届出を行ってください。

※ 届出をしなかったり，虚偽の届出をした場合には，10 万円以下の過料に処せられます。なお，この届出によって権利取得の効力を発生させるものではありません。

農地の貸し借りや売買はどうしたら？

農地を耕作目的で売買・貸借するには

農地を耕作目的のために所有権移転（売買・贈与・交換など），または貸し借りをする場合は，農地法第 3 条の規定による許可が必要です。（所有権移転の登記の際には，この許可書が必要となります。）
●今まではなんとか耕作してきたけど，後継者もいないので処分したい。
●経営規模を拡大したい。自分の圃場の近くに農地を借りたい。
●農地を相続したんだけど，自分では耕作できないし…誰か借りてくれる人はいないかな？
このような場合には，農業委員会またはお近くの農業委員へお気軽にご相談ください！

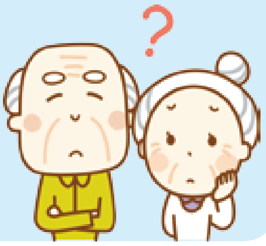

～活用しませんか? 農地中間管理事業～

要件に該当する場合，機構集積協力金の交付が受けられるほか，
固定資産税の軽減措置もあります。

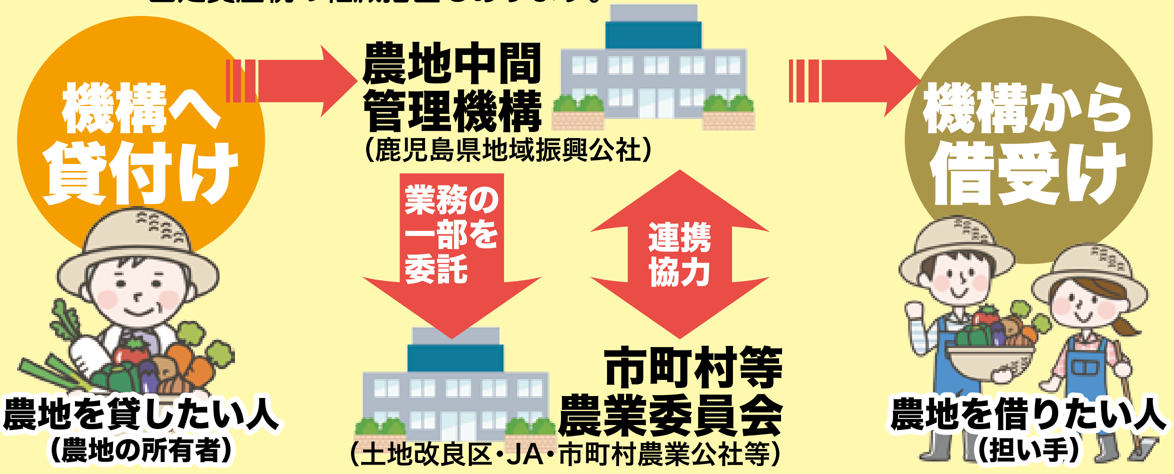

農地中間管理事業はこんな仕組みです。

◆農地中間管理機構は信頼できる農地の中間的受け皿です。
県知事指定の公的機関ですので，安心して貸し借りが行えます。

◆農地は賃貸借終了後，必ず所有者へ返還されます。
（※ 所有権は移りませんのでご安心ください。）

◆要件を満たすと，**機構集積協力金**が交付されます。
（地域集積・経営転換・耕作者集積の３種類）

お申し込みは
市町村・農業委員会・
機構のいずれかで
受け付けています。

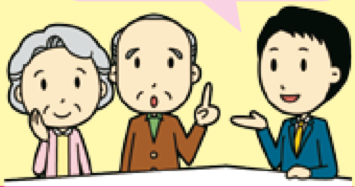

貸したい方（所有者）

①貸出申込書を提出してください。
②機構のホームページ上に募集区域ごとの情報を掲載し，借受希望者を募集します。

・貸し出せる農地は，**農業振興地域内**に限ります。
・**登記名義人が明らかである農地（相続による持分の過半の同意が得られる場合も含む）**に限ります。

メリット

・賃借料は機構が指定口座に振り込みます。
・担い手等が途中で耕作できなくなっても，次の担い手等を機構と市町村等が連携して探しますので，農地の荒廃防止につながります。
・要件を満たすと機構集積協力金の交付が受けられます。
・固定資産税の軽減が受けられる場合があります。

借りたい方（担い手）

①借受申込書を提出してください。
②公募期間終了後，機構のホームページ上に借受希望者の情報（公募リスト）を掲載します。

・公募リストは，**①名前，②住所（市町村名のみ），③希望地目，④面積，⑤作付予定作物**の５項目を公表します。

メリット

・農地を集積・集約することで、農作業の効率化、生産性の向上が図られます。
・複数の所有者との契約が一本化され、賃借料の口座引落手数料も機構が負担します。
・機構との契約により、長期的な営農計画が立てやすく、安定した農業ができます。

農業者だけの公的年金制度
老後の安心「農業者年金」

　農業者年金は，農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乗せする公的年金です。次の３つの要件を満たす農業者なら，どなたでも加入できます。

加入条件

○20歳以上60歳未満の方
○国民年金第１号被保険者　（保険料免除者を除く）
○年間60日以上農業に従事する方

農業者年金の特徴とメリット

①終身年金で 80 歳までの保証付き
②加入も脱退も自由
③保険料額の自由設定・途中変更が可能
④税制面での優遇措置
⑤積立方式の確定拠出型年金
⑥政策支援加入なら保険料の国庫補助あり

農業者と年金（主なもの）

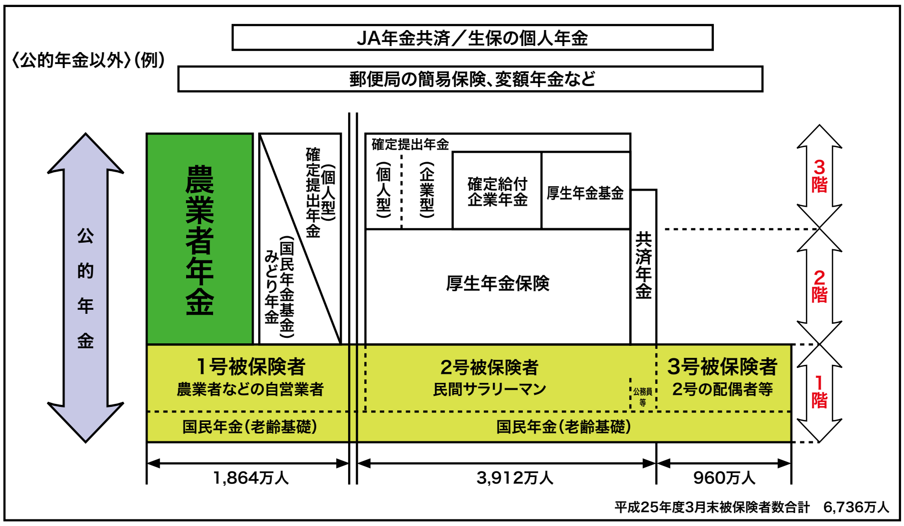

農業者年金受給者の皆さんへ（現況届を忘れずに！）

■現況届は，毎年５月末日頃に農業者年金基金より直接受給権者に送付されます。
■必ず，現況届を農業委員会へ提出してください。

南種子町農業者年金友の会　第34回通常総会を開催

　平成 28 年 5 月 19 日町福祉センターにおいて，町農業者年金友の会第 34 回通常総会を開催しました。総会には会員２２０人中，委任状を含め１６９名が出席しました。
　戸石会長のあいさつに始まり，議事として平成２８年度活動方針，計画（案）並びに予算（案）が提案され，原案どおり承認･決定されました。
　総会終了後，「私の人生と長生きの秘宝」と題して，農業委員の振興部長白川秋信氏による昔なつかしのエピソードをまじえての講演会がありました。
　午後からは，町営ゲートボール場で親善ゲートボール大会が開催されました。
　会員の皆様におかれましては朝早くから大変ご苦労様でした。

青年就農給付金

本町において平成28年度新規２名，継続８名（合計10名）の方が給付金の交付を受けました。自ら独立して農業を開始する（45歳未満）方に150万円/年（最長５年間）

【水稲】
岡田　直人
（25歳）
（大宇都集落）

■経営内容
水稲 57a

滋賀県出身，平成26年度より本格的農業へ転換，水稲を主軸とした経営を行っている。今後は経営規模拡大を図り，早期準備・適期管理に従事し，作物の収量増と良品質作物の出荷を目指す。また，経営内容の把握と分析に伴う経費の省力化に取り組み，安定した農業経営の展開を目指したい。

良質な米作りを目指し，安定した食糧供給に寄与したいと，意気込みを話してくれました。

【畑作】
栗原　雅洋
（39歳）
（本町集落）

■経営内容
自然薯（じねんじょ） 50a

東京都出身，種子島在住10年，今後は，南種子町で，経営規模の拡大を図りつつ，早期準備・適期管理に従事し，作物の収量増と良品質作物の出荷を目指す。また，経営内容の把握と分析に伴う経費の省力化に取り組み，安定した農業経営の展開を目指したい。良質な自然薯作りを目指し，安定した食糧供給に寄与したいと，意気込みを話してくれました。

編集後記

農業委員会の振興部では、年一回「農業委員会だより」を発行していますが、委員会の活動報告や農政情報など少しでも多くの方々に農業に関係する情報を分かりやすくお届けできたらと思っています。

ご意見や地域の話題がありましたら、ぜひお寄せください。

農業委員は、各地区の農業者の代表として、また、身近な相談相手として活動してまいります。新年を迎え、新たな気持ちで農業委員一同頑張りますのでご指導・ご協力をお願いいたします。

振興部長　白川　秋信
委員　中里　安男
中峰　義哉
石堂　かよ子
西田　暁

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
毎週金曜日発行　B3版8～10頁建
購読料　1ヶ月　700円[送料、税込み]
お申込みは農業委員会事務局・地区担当農業委員へお問い合わせ下さい。
経営とくらしに役立つ情報をお届けします!